

# 予算の要領の公表

宮崎県



## 令和8年度宮崎県一般会計予算

令和8年度宮崎県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 689,950,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月20日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県	税	千円 111,610,000
	1 県 民 税	38,535,016
	2 事 業 税	24,624,890
	3 地 方 消 費 税	26,522,248
	4 不 動 産 取 得 税	2,140,746
	5 県 た ば こ 税	1,394,219
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	417,246
	8 自 動 車 税	13,346,423
	9 鉦 区 税	7,529
	12 軽 油 引 取 税	4,304,991
	13 狩 猟 税	17,254
	14 産 業 廃 棄 物 税	299,438

款	項	金額
2 地方消費税清算金		千円 62,324,137
	1 地方消費税清算金	62,324,137
3 地方譲与税		25,023,000
	2 地方揮発油譲与税	1,610,000
	3 石油ガス譲与税	56,000
	4 航空機燃料譲与税	84,000
	6 自動車重量譲与税	156,000
	7 森林環境譲与税	192,000
	8 特別法人事業譲与税	22,925,000
4 地方特例交付金		5,279,000
	1 地方特例交付金	5,279,000
5 地方交付税		209,565,000
	1 地方交付税	209,565,000
6 交通安全対策特別交付金		247,000

一般会計

款	項	金 額
	1 交 通 安 全 对 策 特 别 交 付 金	千円 247,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		2,294,947
	1 分 担 金	143,657
	2 負 担 金	2,151,290
8 使 用 料 及 び 手 数 料		9,327,026
	1 使 用 料	6,623,093
	2 手 数 料	261,413
	3 証 紙 収 入	2,442,520
9 国 庫 支 出 金		104,567,997
	1 国 庫 負 担 金	44,506,775
	2 国 庫 補 助 金	58,839,497
	3 委 託 金	1,221,725
10 財 産 収 入		1,519,342
	1 財 産 運 用 収 入	1,253,516

款	項	金額
	2 財 産 売 払 収 入	千円 265,826
11 寄 附 金		776,213
	1 寄 附 金	776,213
12 繰 入 金		54,271,915
	1 特 別 会 計 繰 入 金	861,672
	2 基 金 繰 入 金	53,410,243
14 諸 収 入		46,802,523
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料 等	70,389
	2 県 預 金 利 子	67,155
	3 貸 付 金 元 利 収 入	39,686,062
	4 受 託 事 業 収 入	1,130,562
	5 収 益 事 業 収 入	2,739,908
	7 雑 入	3,108,447
15 県 債		56,341,900

一般会計

款	項	金 額
	1 県 債	千円 56,341,900
歳 入 合 計		689,950,000

歳 出		
款	項	金 額
1 議 会 費		千円 1,151,646
	1 議 会 費	1,151,646
2 総 務 費		50,098,832
	1 総 務 管 理 費	23,414,223
	2 企 画 費	16,553,691
	3 徴 税 費	5,531,102
	4 市 町 村 振 興 費	1,257,839
	5 選 挙 費	847,608
	6 防 災 費	1,760,252
	7 統 計 調 査 費	364,165
	8 人 事 委 員 会 費	171,356
	9 監 査 委 員 費	198,596

一般会計

款	項	金 額
3 民 生 費		千円 108,593,137
	1 社 会 福 祉 費	69,699,837
	2 児 童 福 祉 費	34,183,183
	3 生 活 保 護 費	3,750,844
	4 災 害 救 助 費	959,273
4 衛 生 費		25,984,483
	1 公 衆 衛 生 費	4,853,030
	2 環 境 衛 生 費	3,977,561
	3 保 健 所 費	2,032,425
	4 医 薬 費	15,121,467
5 勞 働 費		1,742,253
	1 勞 政 費	462,757
	2 職 業 訓 練 費	1,165,532
	4 勞 働 委 員 会 費	113,964

款	項	金額
6 農 林 水 産 業 費		千円 54,010,900
	1 農 業 費	15,446,134
	2 畜 産 業 費	8,373,474
	3 農 地 費	10,583,713
	4 林 業 費	14,885,768
	5 水 産 業 費	4,721,811
7 商 工 費		44,419,629
	1 商 業 費	39,530,239
	2 工 鉱 業 費	2,728,136
	3 観 光 費	2,161,254
8 土 木 費		79,201,329
	1 土 木 管 理 費	3,633,199
	2 道 路 橋 梁 費	42,475,677
	3 河 川 海 岸 費	18,459,630

款	項	金 額
	4 港 灣 費	千円 5,109,570
	5 都 市 計 画 費	6,313,628
	6 住 宅 費	3,209,625
9 警 察 費		32,279,707
	1 警 察 管 理 費	27,670,916
	2 警 察 活 動 費	4,608,791
10 教 育 費		139,851,350
	1 教 育 總 務 費	36,448,009
	2 小 学 校 費	35,832,572
	3 中 学 校 費	23,736,504
	4 高 等 学 校 費	22,396,135
	5 特 別 支 援 学 校 費	9,771,007
	6 社 会 教 育 費	3,647,641
	7 保 健 体 育 費	6,934,010

款	項	金額
	8 大 学 費	千円 1,085,472
11 災 害 復 旧 費		18,692,648
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	7,326,167
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	11,181,081
	3 文 教 施 設 災 害 復 旧 費	92,700
	4 県 有 施 設 災 害 復 旧 費	92,700
12 公 債 費		72,178,340
	1 公 債 費	72,178,340
13 諸 支 出 金		61,645,746
	2 地 方 消 費 税 清 算 金	26,230,060
	3 利 子 割 交 付 金	516,972
	4 配 当 割 交 付 金	655,620
	5 株 式 等 讓 渡 所 得 割 交 付 金	920,510
	6 地 方 消 費 税 交 付 金	31,274,854

一般会計

款	項	金 額
	7 ゴルフ場利用税交付金	千円 292,073
	8 自動車取得税交付金	100
	11 環境性能割交付金	2,524
	12 法人事業税交付金	1,753,033
14 予 備 費		100,000
	1 予 備 費	100,000
歳 出 合 計		689,950,000

第2表 債務負担行為

追 加

事 項	期 間	限 度 額
(財 政 課) 地方債の共同発行によって生ずる連帯債務	令和 8年度から令和18年度まで	千円 令和 8年度の共同発行市場公募地方債（グリーンボンド）に係る債務負担総額 1,250億円から、本県負担額40億円を控除して得た額及びこれに対する利息の合計額相当額
(財産総合管理課) 庁舎公舎等営繕工事費	令和 8年度から令和 9年度まで	112,111
(税 務 課) 自動車税納税通知書等印字・封入封緘委託料	令和 8年度から令和 9年度まで	24,631
(市町村課) 県議会議員選挙臨時啓発費	令和 8年度から令和 9年度まで	9,284
県議会議員選挙執行費	令和 8年度から令和 9年度まで	10,000
(消防保安課) 消防学校実火災訓練施設整備	令和 8年度から令和 9年度まで	203,500

事 項	期 間	限 度 額
<p>(森林経営課)</p> <p>令和8年度に日本政策金融公庫が宮崎県林業公社に融資したことによって損害を受けた場合の損失補償</p>	<p>令和8年度から令和28年度まで</p>	<p style="text-align: right;">千円</p> <p>借入額 127,601            利 率 年 3.5%以内            償還期限到来後10ヶ月の期間満了の日（以下「損失確定日」という。）において弁済していない元利金合計額並びに遅延損害金に相当する額及び損失確定日の翌日から補償履行の日までの利率年11.0%に相当する利息</p>
<p>(商工政策課)</p> <p>令和8年度設備貸与機関損失補償</p>	<p>令和8年度から令和15年度まで</p>	<p style="text-align: right;">125,000</p>
<p>令和8年度中小企業融資制度損失補償</p>	<p>令和8年度から令和24年度まで</p>	<p style="text-align: right;">100,000</p>
<p>(雇用労働政策課)</p> <p>令和8年度離職者等再就職訓練事業</p>	<p>令和8年度から令和10年度まで</p>	<p style="text-align: right;">82,290</p>
<p>(企業立地課)</p> <p>企業立地促進補助金</p>	<p>令和8年度から令和12年度まで</p>	<p style="text-align: right;">800,000</p>
<p>(国際・経済交流課)</p> <p>みやざきの魅力発信拠点（Hinata Base）設置事業（建物賃貸借）</p>	<p>令和8年度から令和10年度まで</p>	<p style="text-align: right;">22,810</p>
<p>みやざきの魅力発信拠点（Hinata Base）設置事業（設置運営委託）</p>	<p>令和8年度から令和10年度まで</p>	<p style="text-align: right;">75,593</p>

事 項	期 間	限 度 額
(団体指導検査課)		千円
令和 8 年度農業近代化資金利子補給	令和 8 年度から令和29年度まで	709,748
令和 8 年度災害資金、経済変動・伝染病等対策資金利子補給	令和 8 年度から令和14年度まで	5,938
令和 8 年度農業経営負担軽減支援資金利子補給	令和 8 年度から令和24年度まで	49,407
(畜産振興課)		
畜産試験場施設整備事業 (基本設計)	令和 8 年度から令和 9 年度まで	135,500
令和 8 年度に金融機関が公益社団法人宮崎県農業振興公社に公共畜産環境総合整備事業資金及び公共畜産基盤再編総合整備事業資金を融資したことによって損害を受けた場合の損失補償	令和 8 年度から令和10年度まで	借入額 29,000 利 率 年 3.5%以内 最終償還期限に弁済していない元利金及び遅延損害金に相当する額
令和 8 年度畜産特別資金融通事業利子補給	令和 8 年度から令和33年度まで	23,105
令和 8 年度家畜疾病経営維持資金融通事業利子補給	令和 8 年度から令和15年度まで	20,104
(農村整備課)		
経営体育成基盤整備事業 (沖田第 1 - 1 期地区)	令和 8 年度から令和 9 年度まで	135,000
経営体育成基盤整備事業 (沖田第 1 - 2 期地区)	令和 8 年度から令和 9 年度まで	130,000
県営湛水防除事業 (天神地区)	令和 8 年度から令和11年度まで	1,800,000

一般会計

事 項	期 間	限 度 額
県営農業用河川工作物応急対策事業（大島地区）	令和 8年度から令和 9年度まで	千円 120,000
県営農業用河川工作物応急対策事業（粟野名地区）	令和 8年度から令和 9年度まで	200,000
(担い手農地対策課) 令和 8年度に公益社団法人全国農地保有合理化協会が公益社団法人宮崎県農業振興公社に担い手支援資金を融資したことによって損害を受けた場合の損失補償	令和 8年度から令和29年度まで	借入額 166,000 利 率 無利子 最終償還期限に弁済していない元金及び 遅延損害金に相当する額
(水産政策課) 令和 8年度漁業近代化資金利子補給	令和 8年度から令和29年度まで	135,031
令和 8年度漁業経営維持安定資金利子補給	令和 8年度から令和24年度まで	9,454
令和 8年度漁海況変動等対策資金利子補給	令和 8年度から令和 9年度まで	1,500
水産試験場施設整備事業（電気設備工事）	令和 8年度から令和 9年度まで	9,195
水産試験場施設整備事業（仮設管理棟賃貸借）	令和 8年度から令和10年度まで	10,400
(道路建設課) 公共道路新設改良事業 一般県道学園木花台本郷北方線地域連携道路事業（（仮称）山下橋上部工）	令和 8年度から令和12年度まで	4,500,000

事 項	期 間	限 度 額
公共道路新設改良事業 主要地方道酒谷榎原線防災・安全交付金事業（（仮称）1号橋 上下部工）	令和 8年度から令和 9年度まで	千円 200,000
公共道路新設改良事業 国道 327号社会資本整備総合交付金事業（永田3号橋上下部工 ）	令和 8年度から令和 9年度まで	125,000
公共道路新設改良事業 国道 388号防災・安全交付金事業（松瀬工区）	令和 8年度から令和 9年度まで	200,000
公共道路新設改良事業 国道 218号防災・安全交付金事業（槇峰大橋耐震補強工）	令和 8年度から令和10年度まで	2,000,000
公共道路新設改良事業 国道 218号防災・安全交付金事業（上顔橋耐震補強工）  （道路保全課）	令和 8年度から令和 9年度まで	300,000
沿道修景美化推進対策事業	令和 8年度から令和 9年度まで	685,700
公共道路維持事業 国道 222号道路メンテナンス事業（狐谷橋）	令和 8年度から令和11年度まで	1,190,000
県単道路維持事業  （河 川 課）	令和 8年度から令和 9年度まで	700,000
ダム施設整備事業 長谷ダム ダムメンテナンス事業（放流ゲート設備更新工事）	令和 8年度から令和 9年度まで	405,000
ダム施設整備事業 田代八重ダム ダムメンテナンス事業（放流ゲート設備更新工 事）	令和 8年度から令和 9年度まで	60,000

一般会計

事 項	期 間	限 度 額
ダム施設整備事業 岩瀬ダム ダムメンテナンス事業（放流ゲート設備更新工事）	令和 8年度から令和10年度まで	千円 250,000
ダム施設整備事業 渡川ダム ダムメンテナンス事業（放流ゲート設備更新工事）	令和 8年度から令和 9年度まで	165,000
ダム施設整備事業 祝子ダム ダムメンテナンス事業（放流ゲート設備更新工事）	令和 8年度から令和10年度まで	450,000
ダム施設整備事業 祝子ダム ダムメンテナンス事業（ダム管理制御処理設備更新工事）	令和 8年度から令和10年度まで	375,000
ダム施設整備事業 広渡ダム ダムメンテナンス事業（放流ゲート設備更新工事）	令和 8年度から令和 9年度まで	102,000
ダム施設整備事業 松尾ダム ダムメンテナンス事業（放流ゲート設備更新工事）	令和 8年度から令和10年度まで	540,000
公共河川事業 耳川大規模特定河川事業（（仮称）福瀬大橋架替工事）	令和 8年度から令和11年度まで	1,440,000
河川受託事業 耳川河川受託事業（（仮称）福瀬大橋架替工事）  （都市計画課）	令和 8年度から令和11年度まで	150,000
国際園芸博覧会出展事業  （総務企画課）	令和 8年度から令和 9年度まで	8,000
日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ県実行委員会負担金	令和 8年度から令和 9年度まで	101,069

事 項	期 間	限 度 額
(財務福利課) 冷房施設整備事業費	令和 8年度から令和 9年度まで	千円 253,449
(生涯学習課) 県立美術館老朽化対策事業	令和 8年度から令和 9年度まで	466,704
(警察本部) 警察航空隊体制強化事業	令和 8年度から令和 9年度まで	24,640
通信指令システムの更新設計業務委託事業	令和 8年度から令和 9年度まで	7,385
都城警察署整備事業	令和 8年度から令和10年度まで	456,519

一般会計

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防災行政無線整備事業	千円 91,100	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）の方法による。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額を埋めるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	9.0以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債の日から30年以内において、元利均等、元金均等又は満期一括などの方法により償還する。 ただし、県財政の都合により据置期間及び償還期限の短縮若しくは繰上償還又は借換えをすることができる。 その他政府資金の融通を受けるときは、当該機関の定める条件による。
庁舎公舎等整備事業	6,043,000			
社会福祉施設整備事業	41,100			
山地治山事業	1,274,200			
林道事業	1,125,400			
県立高等技術専門学校等整備事業	4,500			
農地防災事業	680,200			
土地改良事業	1,782,100			
漁港事業	780,200			
河川事業	6,598,500			
砂防事業	2,390,000			
港湾事業	1,664,900			
道路橋梁事業	12,250,200			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
高速道路建設事業	3,021,400 <sup>千円</sup>		%	
臨時県道整備事業	2,685,600			
地域づくり関連 道路整備事業	15,000			
公営住宅建設事業	1,124,600			
海岸保全河川事業	241,900			
海岸保全港湾事業	97,300			
海岸保全漁港事業	48,100			
街路事業	959,600			
公園事業	1,235,300			
空港整備対策事業	270,000			
自然災害防止事業	396,400			
臨時河川等整備事業	144,300			
高等学校整備事業	2,141,700			
特別支援学校整備事業	1,378,100			
社会教育施設整備事業	983,600			

一般会計

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
交通安全施設整備事業	千円 908,700		%	
警察施設整備事業	813,700			
緊急防災基盤整備事業	118,400			
災害復旧事業	4,423,800			
県有体育施設整備事業	3,000			
被災者住宅再建支援	439,600			
たかちほ代船 建造事業	7,600			
デジタル活用推進事業	157,300			
家畜保健衛生所整備事業	1,500			
計	56,341,900			

## 令和8年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算

令和8年度宮崎県の開発事業特別資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25,518千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月20日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
10 財 産 収 入		千円 1,004
	1 財 産 運 用 収 入	1,004
12 繰 入 金		24,514
	1 特 別 会 計 繰 入 金	24,514
歳 入 合 計		25,518

歳 出

款	項	金 額
2 総 務 費		千円 25,518
	2 企 画 費	25,518
歳 出 合 計		25,518

## 令和8年度宮崎県公債管理特別会計予算

令和8年度宮崎県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ71,749,485千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月20日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
12 繰入金		千円 71,749,485
	3 一般会計繰入金	71,749,485
歳入合計		71,749,485

歳 出

款	項	金額
2 総務費		千円 6,238,000
	1 総務管理費	6,238,000
12 公債費		65,511,485
	1 公債費	65,511,485
歳出合計		71,749,485

## 令和 8 年度宮崎県国民健康保険特別会計予算

令和 8 年度宮崎県の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 109,595,247千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 20 日 提出

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
7 分 担 金 及 び 負 担 金		千円 30,820,999
	2 負 担 金	30,820,999
9 国 庫 支 出 金		32,443,206
	1 国 庫 負 担 金	20,625,562
	2 国 庫 補 助 金	11,817,644
10 財 産 収 入		40,530
	1 財 産 運 用 収 入	40,530
12 繰 入 金		6,917,007
	2 基 金 繰 入 金	278,086
	3 一 般 会 計 繰 入 金	6,638,921
14 諸 収 入		39,373,505
	7 雑 入	39,373,505

款	項	金額
歳入合計		千円 109,595,247
歳出		
款	項	金額
3 民 生 費		千円 109,595,247
	1 社 会 福 祉 費	109,595,247
歳出合計		109,595,247



## 令和8年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和8年度宮崎県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 172,782千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月20日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
12 繰 入 金		千円 1,100
	3 一 般 会 計 繰 入 金	1,100
13 繰 越 金		81,695
	1 繰 越 金	81,695
14 諸 収 入		89,987
	3 貸 付 金 元 利 収 入	75,950
	7 雑 入	14,037
歳 入 合 計		172,782

歳 出

款	項	金 額
3 民 生 費		千円 155,945
	1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 費	155,945

款	項	金 額
12 公 債 費		千円 16,837
	1 公 債 費	16,837
歲 出 合 計		172,782

母子父子寡婦福祉資金



## 令和8年度宮崎県山林基本財産特別会計予算

令和8年度宮崎県の山林基本財産特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ137,437千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、90,000千円と定める。

令和8年2月20日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
8 使用料及び手数料		千円 100
	1 使用料	100
10 財産収入		61,817
	1 財産運用収入	1,530
	2 財産売却収入	60,287
12 繰入金		74,000
	3 一般会計繰入金	74,000
14 諸収入		1,520
	2 県預金利子	10
	7 雑入	1,510
歳入合計		137,437

歳 出

款	項	金額
6 農 林 水 産 業 費		千円 57,000
	4 林 業 費	57,000
12 公 債 費		80,437
	1 公 債 費	80,437
歳 出 合 計		137,437

山林基本財産



## 令和8年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算

令和8年度宮崎県の拡大造林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ181,840千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、40,000千円と定める。

令和8年2月20日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
10 財 産 収 入		千円 166,069
	2 財 産 売 払 収 入	166,069
14 諸 収 入		15,771
	2 県 預 金 利 子	100
	7 雑 入	15,671
歳 入 合 計		181,840

歳 出

款	項	金 額
6 農 林 水 産 業 費		千円 148,571
	4 林 業 費	148,571
12 公 債 費		33,269
	1 公 債 費	33,269

款	項	金 額
歳 出 合 計		千円 181,840

拡大造林事業



## 令和8年度宮崎県林業改善資金特別会計予算

令和8年度宮崎県の林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ918,074千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月20日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
13 繰越金		千円 876,159
	1 繰越金	876,159
14 諸収入		41,915
	2 県預金利子	5
	3 貸付金元利収入	41,538
	7 雑入	372
歳入合計		918,074

歳 出

款	項	金 額
6 農林水産業費		千円 918,074
	4 林業費	918,074
歳出合計		918,074

## 令和8年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

令和8年度宮崎県の小規模企業者等設備導入資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 497,171千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月20日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
13 繰 越 金		千円 148,321
	1 繰 越 金	148,321
14 諸 収 入		348,850
	3 貸 付 金 元 利 収 入	348,550
	7 雑 入	300
歳 入 合 計		497,171

歳 出

款	項	金 額
7 商 工 費		千円 277,256
	1 商 業 費	277,256
12 公 債 費		219,915
	1 公 債 費	219,915

款	項	金額
歳	出	計
		<small>千円</small> 497,171

小規模企業者等設備導入資金



## 令和8年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算

令和8年度宮崎県のえびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19,551千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和8年2月20日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
12 繰 入 金		千円 15,351
	3 一 般 会 計 繰 入 金	15,351
13 繰 越 金		300
	1 繰 越 金	300
15 県 債		3,900
	1 県 債	3,900
歳 入 合 計		19,551

歳 出

款	項	金 額
7 商 工 費		千円 14,262
	3 観 光 費	14,262
12 公 債 費		5,289

款	項	金額
	1 公 債 費	千円 5,289
歳 出 合 計		19,551

えびの高原スポーツレクリエーション施設

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎公舎等整備事業	千円 3,900	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）の方法による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額を埋めるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	9.0以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）%	起債の日から30年以内において、元利均等、元金均等又は満期一括などの方法により償還する。 ただし、県財政の都合により据置期間及び償還期限の短縮若しくは繰上償還又は借換えをすることができる。 その他政府資金の融通を受けるときは、当該機関の定める条件による。
計	3,900			

## 令和8年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算

令和8年度宮崎県の県営国民宿舎特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 573,228千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和8年2月20日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
7 分 担 金 及 び 負 担 金		千円 180
	2 負 担 金	180
8 使 用 料 及 び 手 数 料		198
	1 使 用 料	198
10 財 産 収 入		2,008
	1 財 産 運 用 収 入	2,008
12 繰 入 金		87,542
	3 一 般 会 計 繰 入 金	87,542
13 繰 越 金		600
	1 繰 越 金	600
15 県 債		482,700
	1 県 債	482,700

款		項	金額
歳入		合計	千円 573,228
歳出			
款		項	金額
7 商	工	費	千円 571,400
			3 観
12 公	債	費	1,828
			1 公
歳出		合計	573,228

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎公舎等整備事業	千円 482,700	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）の方法による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額を埋めるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	9.0以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）%	起債の日から30年以内において、元利均等、元金均等又は満期一括などの方法により償還する。 ただし、県財政の都合により据置期間及び償還期限の短縮若しくは繰上償還又は借換えをすることができる。 その他政府資金の融通を受けるときは、当該機関の定める条件による。
計	482,700			

## 令和8年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和8年度宮崎県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 182,777千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月20日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
12 繰 入 金		千円 705
	3 一 般 会 計 繰 入 金	705
13 繰 越 金		153,645
	1 繰 越 金	153,645
14 諸 収 入		28,427
	2 県 預 金 利 子	274
	3 貸 付 金 元 利 収 入	28,153
歳 入 合 計		182,777

歳 出

款	項	金 額
6 農 林 水 産 業 費		千円 182,777
	5 水 産 業 費	182,777

款	項	金額
<p style="text-align: center;">歲 出 合 計</p>		<p style="text-align: right;">千円 182,777</p>
Empty content area		

沿岸漁業改善資金



## 令和8年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算

令和8年度宮崎県の公共用地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 660,990千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月20日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
10 財 産 収 入		千円 30,000
	2 財 産 売 払 収 入	30,000
12 繰 入 金		630,990
	3 一 般 会 計 繰 入 金	630,990
歳 入 合 計		660,990

歳 出

款	項	金 額
8 土 木 費		千円 660,990
	1 土 木 管 理 費	660,990
歳 出 合 計		660,990

## 令和8年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算

令和8年度宮崎県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ951,315千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和8年2月20日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
8 使 用 料 及 び 手 数 料		千円 508,390
	1 使 用 料	508,390
12 繰 入 金		252,925
	3 一 般 会 計 繰 入 金	252,925
15 県 債		190,000
	1 県 債	190,000
歳 入 合 計		951,315

歳 出

款	項	金 額
8 土 木 費		千円 696,390
	4 港 湾 費	696,390
12 公 債 費		252,925

款	項	金額
	1 公 債 費	千円 252,925
14 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		951,315

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
細島港整備事業	千円 190,000	<p>証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）の方法による。</p> <p>発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額を埋めるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。</p>	9.0以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	<p>起債の日から30年以内において、元利均等、元金均等又は満期一括などの方法により償還する。</p> <p>ただし、県財政の都合により据置期間及び償還期限の短縮若しくは繰上償還又は借換えをすることができる。</p> <p>その他政府資金の融通を受けるときは、当該機関の定める条件による。</p>
計	190,000			

## 令和8年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算

令和8年度宮崎県の県立学校実習事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 251,885千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月20日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
10 財 産 収 入		千円 215,512
	2 財 産 売 払 収 入	215,512
13 繰 越 金		36,372
	1 繰 越 金	36,372
14 諸 収 入		1
	7 雑 入	1
歳 入 合 計		251,885

歳 出

款	項	金 額
10 教 育 費		千円 251,885
	4 高 等 学 校 費	251,885
歳 出 合 計		251,885

## 令和8年度宮崎県育英資金特別会計予算

令和8年度宮崎県の育英資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,181,606千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月20日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
13 繰越金		千円 5,329,953
	1 繰越金	5,329,953
14 諸収入		851,653
	3 貸付金元利収入	767,102
	7 雑入	84,551
歳入合計		6,181,606

歳 出

款	項	金額
10 教育費		千円 6,181,606
	1 教育総務費	6,181,606
歳出合計		6,181,606

## 令和8年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算

（総 則）

第1条 令和8年度宮崎県公営企業会計（電気事業）の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1） 年間供給電力量 426,025,000kWh

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
<b>第1款 事業収益</b>	<b>6,997,608千円</b>
第1項 営業収益	6,637,311千円
第2項 附帯事業収益	83,413千円
第3項 財務収益	192,157千円
第4項 営業外収益	84,727千円
第5項 特別利益	0千円
支 出	
<b>第1款 事業費</b>	<b>5,706,586千円</b>
第1項 営業費用	5,345,959千円
第2項 附帯事業費用	85,351千円
第3項 財務費用	1,911千円
第4項 営業外費用	223,365千円
第5項 特別損失	0千円

第6項 予備費	50,000千円
<b>収支残</b>	<b>1,291,022千円</b>

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3,758,040千円は、減債積立金 38,029千円、建設改良積立金 1,067,000千円、過年度分損益勘定留保資金 2,150,118千円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 251,966千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 250,927千円で補てんするものとする。）。

<b>収 入</b>	
<b>第1款 資本的収入</b>	<b>81,585千円</b>
第1項 工事負担金	11,618千円
第2項 貸付金返還金	69,967千円
<b>支 出</b>	
<b>第1款 資本的支出</b>	<b>3,839,625千円</b>
第1項 建設改良費	3,701,536千円
第2項 企業債償還金	38,029千円
第3項 雑支出	60千円
第4項 予備費	100,000千円
<b>収支残</b>	<b>-3,758,040千円</b>

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(1) (款) 事業費 (項) 営業費用

総額及び年割額

事業名	石河内第一発電 所2号自動制御	綾第一発電所北 機水車発電機一	祝子発電所水車 発電機精密点検	
-----	--------------------	--------------------	--------------------	--

年度	装置更新及び水車発電機精密点検工事	部改良及び精密点検工事	工事	計
	千円	千円	千円	千円
令和8年度	0	0	0	0
令和9年度	78,467	0	122,728	201,195
令和10年度	—	167,371	—	167,371
令和11年度	—	16,323	—	16,323
<b>計</b>	<b>78,467</b>	<b>183,694</b>	<b>122,728</b>	<b>384,889</b>

(2) (款) 資本的支出 (項) 建設改良費

総額及び年割額

事業名	石河内第一発電所2号自動制御装置更新及び水車発電機精密点検工事	綾第一発電所北機水車発電機一部改良及び精密点検工事	計
年度	千円	千円	千円
令和8年度	20,350	74,140	94,490
令和9年度	386,650	90,640	477,290
令和10年度	—	1,292,720	1,292,720
令和11年度	—	24,310	24,310
<b>計</b>	<b>407,000</b>	<b>1,481,810</b>	<b>1,888,810</b>

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 附帯事業費用
- (3) 財務費用
- (4) 営業外費用
- (5) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,210,623千円
- (2) 交際費 300千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

令和8年2月20日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

## 令和8年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算

（総 則）

第1条 令和8年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1） 給水事業所数 16社

（2） 年間総給水量 35,835,700m<sup>3</sup>

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
<b>第1款 事業収益</b>		<b>368,102千円</b>
第1項 営業収益		341,509千円
第2項 営業外収益		26,593千円
第3項 特別利益		0千円
支 出		
<b>第1款 事業費</b>		<b>483,613千円</b>
第1項 営業費用		467,085千円
第2項 営業外費用		10,528千円
第3項 特別損失		0千円
第4項 予備費		6,000千円
<b>収 支 残</b>		<b>-115,511千円</b>

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 136,822千円は、借入金償還積立金60,000千円、過年度分損益勘定留保資金59,013千円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額13,488千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 4,321千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	0千円
支 出	
第1款 資本的支出	136,822千円
第1項 建設改良費	66,822千円
第2項 借入金償還金	60,000千円
第3項 予備費	10,000千円
収 支 残	-136,822千円

（一時借入金）

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- （1） 営業費用
- （2） 営業外費用
- （3） 特別損失

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- （1） 職員給与費 72,581千円

（たな卸資産購入限度額）

第8条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。

令和8年2月20日提出

宮崎県知事 河野俊嗣



**令和8年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算**

（総 則）

第1条 令和8年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1） 年間施設利用者数 0人

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
<b>第1款 事業収益</b>		<b>1,564千円</b>
第1項 営業収益		148千円
第2項 営業外収益		1,416千円
第3項 特別利益		0千円
支 出		
<b>第1款 事業費</b>		<b>25,642千円</b>
第1項 営業費用		24,613千円
第2項 営業外費用		229千円
第3項 特別損失		0千円
第4項 予備費		800千円
<b>収 支 残</b>		<b>-24,078千円</b>

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額12,989千円は、過年度分損益勘

定留保資金12,989千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	0千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	12,989千円
第1項 建 設 改 良 費	21千円
第2項 借 入 金 償 還 金	9,968千円
第3項 予 備 費	3,000千円
収 支 残	-12,989千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、10,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営 業 費 用
- (2) 営 業 外 費 用
- (3) 特 別 損 失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 934千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、2,000千円と定める。

令和8年2月20日提出

宮崎県知事 河野 俊嗣



## 令和8年度宮崎県立病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度宮崎県立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |               |          |
|---------------|----------|
| (1) 病 床 数     | 1,130床   |
| (2) 年間患者数     |          |
| 入 院           | 322,139人 |
| 外 来           | 372,492人 |
| (3) 一日平均患者数   |          |
| 入 院           | 883人     |
| 外 来           | 1,546人   |
| (4) 主要な建設改良事業 |          |
| 県立病院DX推進事業    | 86,517千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、運転資金への充当のため、病院事業債（経営改善推進事業）1,100,000千円を借り入れる。

収		入	
<b>第1款</b>	<b>病院事業</b>	<b>収益</b>	<b>46,979,418千円</b>
第1項	医 業	収 益	40,033,777千円
第2項	医 業	外 収 益	6,945,641千円
第3項	特 別	利 益	0千円

支 出		
<b>第1款 病院事業費用</b>		<b>50,318,726千円</b>
第1項 医業費用		49,585,745千円
第2項 医業外費用		729,981千円
第3項 特別損失		0千円
第4項 予備費		3,000千円
<b>収 支 残</b>		<b>-3,339,308千円</b>

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,503,623千円は、過年度分損益勘定留保資金等 2,500,312千円並びに当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 3,311千円で補てんするものとする。）。

収 入		
<b>第1款 資本的収入</b>		<b>5,766,624千円</b>
第1項 企業債		2,663,900千円
第2項 一般会計負担金		3,099,220千円
第3項 補助金		3,504千円
支 出		
<b>第1款 資本的支出</b>		<b>8,270,247千円</b>
第1項 建設改良費		2,901,423千円
第2項 企業債償還金		5,331,824千円
第3項 投資		36,000千円
第4項 予備費		1,000千円
<b>収 支 残</b>		<b>-2,503,623千円</b>

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
県立日南病院1号非常用発電機修繕事業	令和8年度から令和9年度まで	千円 35,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良工事	千円 893,400	証書借入又は証券発行の方法による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額を埋めるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	9.0以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債の日から30年以内において、元利均等、元金均等又は満期一括などの方法により償還する。 ただし、都合により据置期間及び償還期限の短縮若しくは繰上償還又は借換えをすることができる。 その他政府資金の融通を受けるときは、当該機関の定める条件による。
資産購入	1,770,500			
運転資金	1,100,000			
計	3,763,900			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医 業 費 用
- (2) 医 業 外 費 用
- (3) 特 別 損 失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 21,541,619千円

(2) 交際費 300千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、14,840,202千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
医療器械	全身用X線断層撮影装置（CT）	1式

令和8年2月20日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

